平成２１年（フ）第８９１号
兵庫県姫路市東辻井１丁目３番６－305号
ルネ東辻井、従前の住所兵庫県芦屋市東山町25番30号
債務者　美馬　八郎
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８９２号
兵庫県姫路市東辻井１丁目３番６－305号
ルネ東辻井、従前の住所兵庫県芦屋市東山町25番30号
債務者　美馬　道子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９０４号
兵庫県姫路市田寺７丁目５番56－709号　セレスト姫路田寺
債務者　菅原　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９０５号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷311－５、住民票上の住所兵庫県川西市平野１丁目17番21号　多田電機三明寮
債務者　嶽肩　幹枝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１７号
兵庫県加古郡播磨町本荘３丁目６番８号
債務者　中野　　亨
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９３８号
兵庫県神崎郡福崎町福田411番地１
債務者　和田　弘志
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９６７号
兵庫県加古郡稲美町印南2559番地の６、従前の住民票上の住所神戸市中央区八雲通４丁目５番12号　木原文化２階北
債務者　細田佐知子（旧姓石井・松本）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４号
兵庫県姫路市書写1070番地１　市営書写東住宅１棟304号
債務者　大西　純子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県加古郡播磨町野添262番地の12
債務者　関本　樹人
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県姫路市白浜町神田１丁目11番地　レオパレス白浜第３－202号室
債務者　渡　　聡士
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７号
兵庫県姫路市船津町3227番地
債務者　植坂　　譲
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１８６号
広島市佐伯区坪井２丁目1119番地１－203
債務者　竹下　奈央
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９６号
広島県安芸郡府中町緑ヶ丘６番10号　ヴィラ緑ヶ丘101
債務者　原田　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１号
広島市佐伯区五日市１丁目５番29－５－102号
債務者　野村　陽一
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
広島県東広島市三永３丁目13番19号　リースランド三永Ａ－22号
債務者　北原　健三
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７号
広島県東広島市西条町御薗宇728番地３レオパレスラピス館209号
債務者　上田　幸次
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７号
広島市安佐南区伴東１丁目23番18－２号
債務者　上西　　淳
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部